

別表1-2 事業ごとの設置工事に係る補助金交付上限額

(単位:万円)

事業の種類			高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業 (経路充電)										商業施設及び宿泊施設等への 充電設備設置事業(目的地充電)					マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業 (基礎充電)																
			高速道路SA・PA等 <small>特別な仕様に基づく工事</small>					高速道路SA・PA等 <small>(特別な仕様に基づかない工事) 道の駅/給油所/公道/空白地域</small>										分譲・賃貸マンション等					月極駐車場/従業員駐車場、社有駐車場											
設置場所の例			急速 (90kW以上)	急速 (50kW以上 90kW未満)	急速 (10kW以上 50kW未満)	普通・コンセント スタンド	普通・コンセント スタンド	コンセント	急速 (50kW以上)	急速 (10kW以上 50kW未満)	普通・コンセント スタンド	普通・コンセント スタンド	コンセント	急速 (50kW以上)	急速 (10kW以上 50kW未満)	普通・コンセント スタンド	普通・コンセント スタンド	コンセント	急速 (50kW以上)	急速 (10kW以上 50kW未満)	普通・コンセント スタンド	普通・コンセント スタンド	コンセント	急速 (50kW以上)	急速 (10kW以上 50kW未満)	普通・コンセント スタンド	普通・コンセント スタンド	コンセント						
対象となる充電設備			平置き	平置き	平置き	平置き	機械式	平置き	機械式	平置き	機械式	平置き	機械式	平置き	機械式	平置き	機械式	平置き	機械式	平置き	機械式	平置き	機械式	平置き	機械式	平置き	機械式							
駐車形態			1/2以内					1/2以内					1/2以内					1/2以内					1/2以内											
補助対象となる工事区分及び工事項目			定額(1/1以内)					定額(1/1以内)・1/2以内 ^{*1}					定額(1/1以内)					定額(1/1以内)・1/2以内 ^{*1}					定額(1/1以内)					定額(1/1以内)・1/2以内 ^{*1}						
説明			定額(1/1以内)					定額(1/1以内)・1/2以内 ^{*1}					定額(1/1以内)					定額(1/1以内)・1/2以内 ^{*1}					定額(1/1以内)					定額(1/1以内)・1/2以内 ^{*1}						
(1) 充電設備設置工事費	単位																																	
① 充電設備設置工事費	基数	ア.基礎・据付工事	25	25	15	50	2	50	25	25	15	50	2	50	25	25	15	50	2	50	25	25	15	50	2	50	25	25	15	50	2	50		
	基数	イ.搬入・運搬工事	8	8	1 ^{*4}	1 ^{*4}			8	8	1 ^{*4}	1 ^{*4}			8	8	1 ^{*4}	1 ^{*4}			8	8	1 ^{*4}	1 ^{*4}			8	8	1 ^{*4}	1 ^{*4}				
② 電気配線工事費	基数		130	130	65	120	65	120	130	130	65	120	65	120	130	130	65	120	65	120	130	130	65	120	65	120	130	130	65	120	65	120		
③ 高圧受変電設備設置工事費	申請	設置する充電設備出力の総和に応じた額 ^{*5}	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400		
④ 特別措置に基づく受電工事費	申請		95	95	30	30	30	30	95	95	30	30	30	30	95	95	30	30	30	30	95	95	30	30	30	30	95	95	30	30	30	30		
(1)小計((1)③を除く)			258	258	111	201	97	200	258	258	111	201	97	200	258	258	111	201	97	200	258	258	111	201	97	200	258	258	111	201	97	200		
(2) 案内板設置工事費	単位																																	
案内板	申請		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
(3) 付帯設備設置工事費	単位																																	
① 充電スペースのライン引き	基数		5	5	5		5		5	5	5		5		5	5	5		5		5	5	5		5		5	5	5		5			
② 路面表示	基数		15	15	15		15		15	15	15		15		15	15	15		15		15	15	15		15		15	15	15		15			
③ 屋根	基数	一つの申請で屋根と小屋を重複して選択はできない。	45	45	45		45		45	45	45		45		45	45	45		45		45	45	45		45		45	45	45		45			
④ 小屋			45	45	45		45		45	45	45		45		45	45	45		45		45	45	45		45		45	45	45		45			
⑤ 充電設備防護用部材	基数		8	8	8	20	8	20	8	8	8	20	8	20	8	8	8	20	8	20	8	8	8	20	8	20	8	8	8	20	8	20		
⑥ 電灯	基数		5	5	5		5		5	5	5		5		5	5	5		5		5	5	5		5		5	5	5		5			
(3)小計			78	78	78	20	78	20	78	78	78	20	78	20	78	78	78	20	78	20	78	78	78	20	78	20	78	78	78	20	78	20		
(4) その他設置に係る費用	単位																																	
① 雑材・消耗品費、養生費	申請		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
② レイアウト検討・図面作成費	申請	図面作成費	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10		
		レイアウト検討費	10	25	10	25	10	25	10	25	10	25	10	25	10	25	10	25	10	25	10	25	10	25	10	25	10	25	10	25	10	25	10	25
		電力会社立会・協議費	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
③ 安全誘導員費	申請		15	15	10	10	10	10	15	15	10	10	10	10	15	15	10	10	10	10	15	15	10	10	10	10	15	15	10	10	10	10		
④ 停電回避費	申請	高速道路SA・PA等(特別な仕様に基づく工事)への設置																																
⑤ 充電スペース造成費	申請	経路充電、目的地充電及び基礎充電の内既設マンション等への設置工事でセンターが認めた場合	50	50	50		50		50	50	50		50		50	50	50		50		50	50	50		50		50	50	50		50			
⑥ (1)~(3)の工事がかかったその他 労務費	申請	現場監督費、世話役等の労務費	17	17	8	8	8	8	17	17	8	8	8	8	17	17	8	8	8	8	17	17	8	8	8	8	17	17	8	8	8	8		
(4)小計			112	112	98	48	98	48	112	112	98	48	98	48	112	112	98	48	98	48	112	112	98	48	98	48	112	112	98	48	98	48		
補助金交付上限額 (高圧受変電設備の設置「無」)			3500	2850	216	135	135	95	135	280	216	135	135	95	135	140	108	135	135	95	135	140	108	135	135	95	135	140	108	135	135	95	135	
補助金交付上限額 (高圧受変電設備の設置「有」)			3500	2850	216	135	135	95	135	680	616	535	535	495	535	540	508	535	535	495	535	540	508	535	535	495	535	540	508	535	535	495	535	

(注) 複数の充電設備の設置工事における「設置工事」の補助金交付上限額については、別にセンターが定める。

*1 既設の普通充電設備、コンセント及びコンセントスタンドを撤去し、新たに普通充電設備、コンセント及びコンセントスタンドの設置のみを行う申請の場合、設置工事費の補助率を1/2以内とする。

*2 既設マンション等に設置する場合のレイアウト検討費の上限とする。新築マンション等においては、10万円を上限とする。

*3 高速道路SA・PA等(特別な仕様に基づく工事)への設置をした場合に適用する工事全体の上限額を示す。

*4 普通充電設備の搬入費は形状により上限額を下表の通りとする。

*5 設置する充電設備出力の総和により上限額を下表の通りとする。
(高速道路SA・PA等の特別な仕様に基づく工事を除く)

設置する充電設備出力の総和	上限額(万円)
50kW以上90kW未満	200
90kW以上150kW未満	300
150kW以上	400

タイプ	上限額(万円)
壁面取付けタイプ	0.5
上記以外	1